

令和5年8月25日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会
会長 高 井 康 之
(公印省略)

指定更新時集団指導の実施について

保険医療機関の指定更新時集団指導については、指導大綱により集団指導を実施するとしています。

保険医療機関は6年毎に保険指定の更新を行わなければなりません。大阪においては、指定更新の際に集団指導を受けることなく、個人が開設する医療機関で、指定を受けた日から更新の申請まで、引き続き開設者のみが診療に従事している場合は、指定効力を失う前6ヵ月から3ヵ月間に指定更新の意思のない旨の申出をしない限り、保険指定が自動更新されてまいりました。

一方、指定更新時集団指導は、これまで大阪府においては行われておりませんが、他府県ではすでに実施されており、近畿厚生局から、大阪府においても指定更新時集団指導を実施したいとの要請を以前から受けてまいりました。

本会としては、指定更新時集団指導の実施に際しては、郡市区医師会において開催される「社会保険指導講習会」に参加した医療機関は、集団指導に出席したこととみなす取扱いとするよう、近畿厚生局に要請してまいりました。

近畿厚生局としても、医療機関数が多い大阪府において「集合形式」で実施する場合、会場の確保や職員の対応に課題があることから、これまで継続して協議を行ってまいりました。

令和4年度には、厚生労働省保険局医療課・医療指導監査室の事務連絡（令和4年1月25日付け）において、集団指導は「eラーニング」方式による実施を原則とすることが示されましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、診療に従事している医療機関のさらなる負担に配慮するよう本会から近畿厚生局に要請した結果、4年度の実施は見送られました。

令和5年度は、4年度と同様、厚生労働省保険局医療課・医療指導監査室の事務連絡（令和5年1月19日付け）において、コロナ禍を踏まえて「集合形式」ではなく「eラーニング」方式による実施を原則とすることが示されたことを受け、全国的に指定更新時集団指導が「eラーニング」方式で実施される予定であり、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類感染症に移行したことも踏まえて、今般、近畿厚生局より、令和5年度より初めて指定更新時集団指導を「eラーニング」方式にて実施するとの連絡がありました。

指定更新時集団指導は、「集団的個別指導」のように出席が義務付けられているものではなく、出席しなかった医療機関が「個別指導」に移行するなどのペナルティは課せられない（受講記録は残る）との説明を受けております。

指定更新時集団指導については、「eラーニング」による集団指導を受けなくても「個別指導」に移行することはありませんが、適正な保険診療を行う観点から、「eラーニング」方式による集団指導を受けていただき、保険診療について理解を深めていただきたいと考えております。

つきましては、令和5年度の指定更新時集団指導に該当する医療機関は、「eラーニング」方式による集団指導を受けていただきますよう、何卒よろしく願いいたします。

なお、令和5年度の指定更新時集団指導の対象医療機関は、「令和6年4月1日から令和7年3月31日」の1年間に指定更新を迎える約1,500医療機関です。対象医療機関には、近畿厚生局より、別途案内文書が送付されます。

重ねてのお願いとなりますが、会員の先生におかれましては、郡市区医師会において開催される「社会保険指導講習会」に、是非ともご参加賜りますようお願い申し上げます。

「社会保険指導講習会」は、本会役員が指導監査の状況や新型コロナウイルス感染症の特例の取扱い、改定された診療報酬等につきましてご説明いたします。

診療録への指導内容の記載もれや算定要件の解釈相違等により、「個別指導」等において指摘されることのないよう、改めて指導監査や保険請求等について認識を高めていただき、適正な保険診療に努めていただきますよう、何卒よろしく願い申し上げます。

大阪府医師会 保険医療課
TEL : 06-6763-7001